現行計画 (日進市都市マスタープラン 平成 23年3月) の方針に対する評価

本計画の策定において、現行計画に掲げた方針や施策について、その進捗と評価を行いました。ここでは、都市づくりの方針で掲げた「規制誘導の方針」、「具体的な整備方針」について、進捗状況の把握を行いながら、 その方針・施策の達成度を【A:達成済み、B:実施中、C:未実施だが実施を検討中、D:未実施】で判別したうえで、その方針・施策を評価しました。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
1. 土地利用の方針	
○低層住宅地区<規制誘導の方針>・低層住宅を主体とした土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。 B 赤池箕ノ手地区において用途地域の変更を行った。(H24・30年度)
・良好な居住環境の維持・創出を図るため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロー ル等を目的とした地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり 計画等の策定を支援する。	B 地域の総意により芦廻間地区計画及び条例で定まったことで、法的拘束力を以って土地利用の 維持保全が図られることなった。
・一団の低未利用地が残されている地区においては、低層住宅を主体とした土地利用を進めるため、土地区画整理事業等の面的整備を促進する。	B 赤池箕ノ手土地区画整理事業を推進している(H 2 2年度から)。 B 暫定用途地域の地権者意見交換会を開始した(H 2 8年度から6地区)。 B 香久山西部土地区画整理組合設立を支援した(H 2 9年度)。
・現在施行中の土地区画整理事業地区においては、事業の円滑な進捗により、着実な市街化促進・ 人口定着を図る。	A 平池土地区画整理事業が換地処分に至った(H24年度)。A 竹の山南部特定土地区画整理事業が換地処分に至った(H25年度)。A 米野木駅前特定土地区画整理事業が換地処分に至った(H29年度)。
○中高層住宅地区<規制誘導の方針>・中高層住宅を主体とした土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。
○一般住宅地区<規制誘導の方針>・これら土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。 B 赤池箕ノ手地区において用途地域の変更を行った。(H24・30年度) B 梅森町北田面地区において用途地域の変更を行った(H29年度)
・狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区においては、 これら基盤施設の整備・改善を進める。	B 土地所有者の協力を得て南鶯 3 号線道路拡幅整備事業(H28 年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30 年度) B 土地区画整理事業に併せて、計画的に公園・緑地を配置しました。
・地区内にみられる低未利用地等については、地権者意識の啓発や民間活力の誘導等により、日 常的な生活利便性機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能の立地を誘導する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。 B 空家バンク制度を創設した(H28年度)
・日進駅南側については、必要に応じ用途地域の見直しを検討する。	D 具体的な検討は行っていない。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
○沿道商業地区 <規制誘導の方針>	
・沿道型の商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。
・一団の低未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業 等の面的整備を促進しつつこれら商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討す る。	A 赤池箕ノ手地区において用途地域の変更を行った。(H24年度)
○住商複合地区<規制誘導の方針>・最寄り的な商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を 継続する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。
・地区内にみられる未利用地等については、商業施設等を誘致し新たな商業核の形成を図る。	A 赤池箕ノ手地区において用途地域の変更を行った。(H24年度)
	A 赤池箕ノ手地区に大型商業施設が開店するなど、新市街地が形成された。
・一団の低未利用地が残されている地区においては、土地区画整理事業等の面的整備を進めるものとするが、過剰な人口の集中を避けるため、高度規制などの一定の規制を行う。	A 赤池箕ノ手地区において地区計画の決定を行った。(H24年度)
○住工複合地区<規制誘導の方針>・土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続するものとするが、中には高層住宅等の立地が顕著にみられる地区もあることから、これら地区においては今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ用途地域の見直しや地域地区等の指定を検討する。	B 開発等事業手続条例や地区計画の遵守により快適な都市環境が維持された。
・浅田町美濃輪地区においては、周囲の住宅に配慮した工業系土地利用を図るため、用途地域の 見直しや地区計画などを検討する。	A 用途地域の見直し及び地区計画の決定を行った。(H24年度)
○研究開発地区<規制誘導の方針>・これら土地利用の維持に向け、米野木研究開発地区においては、現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を継続する。	B 指定を継続している。
○森林保全地区<規制誘導の方針>・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を継続するとともに都市計画法上の位置づけを検討する。	B 環境保全型公園計画の一環として、岩藤新池周辺における自然環境の保全、親水・管理施設の整備事業を実施した。
・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の 監視強化や新たな開発行為の抑制に努める。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺 に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努め る。	B 条例及び委任規則に基づく適切な手続の執行を確認した。 B 事業者等に対しての条例等を周知啓発した。
○森林活用地区<規制誘導の方針>・周辺の森林との調和を図るべく一定水準の緑地を有する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画の活用を検討する。	B 平成 29 年度に東部地区企業団地の造成に向けて基本計画を作成した。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
○農地・農業振興地区<規制誘導の方針>・一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を継続する。	B 保全すべき優良な農地を明確にするため、農用地区域から 6.4ha を除外し、366ha を設定した。
・その他の農地については、農業の担い手の育成・強化や農業基盤の充実による生産性の向上等 により、農地の持つ多様な機能の維持・向上を図ることで、無秩序な都市的土地利用の進展を 防ぐ。	B 市街化調整区域内の農地において、都市計画上支障のある開発計画を抑制し、適切なエリアへ 土地利用を誘導している。 B 指導することにより、農地の遊水機能を確保することができた。 B 認定農業者が4経営体から7経営体に増加した。 B 利用権設定事業により、担い手に農地を集積した。
・これら重要な役割を担う農地の維持に向け、保全と開発を適切かつ計画的にコントロールできるような、農地所有者や地域住民主体の土地利用の計画を検討する。特に、自動車でのアクセス利便性に優れる幹線道路沿道については、沿道型商業施設等の立地の優位性が高いことから、農地の規制を除けば一定要件を満たす開発が許可される可能性が高いため、無秩序な開発による不良な街区の形成を防止するための施策を検討する。	B 農業振興地域整備計画基礎資料の作成をした。(H28年度) B 農業振興地域整備計画の全体見直しの実施をした。(H29年度) B 条例及び委任規則に基づく適切な手続の執行を確認した。 B 事業者等に対しての条例等を周知啓発した。
・地域コミュニティ・定住人口を維持し、集落地の維持・保全を図るため、居住環境を改善する ための道路や公園などの地区施設の確保や適切な建築物の規制・誘導を図ることを目的とした 市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。	D 具体的な検討は行っていない。
・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合 せた狭あい道路の解消・改善を推進する。	B 土地所有者の協力を得て南鶯 3 号線道路拡幅整備事業(H28 年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30 年度) B 拡幅事業を行ったことにより 3 m幅員の道路がおおよそ 4 mの幅員を確保でき、道路環境の向上をすることができた。
○住宅団地地区<規制誘導の方針>・低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。	B 建築協定が再認可された(南山エピック: H 2 5年度、三井和合台: H 2 6年度、日進グリーン ハイツ H 2 9年度)。 B 南山エピック地区において継続的に出前講座を行い、今後の施策の方向性の検討支援を行った。
・新たな定住人口の増加につながるような良好な居住環境の創出に向け、日常的な生活利便施設 等の立地を誘導することを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。	B 建築協定が再認可された(南山エピック: H 2 5 年度、三井和合台: H 2 6 年度、日進グリーン ハイツ H 2 9 年度)。 B 南山エピック地区において継続的に出前講座を行い、今後の施策の方向性の検討支援を行った。
○工業地区<規制誘導の方針>・物流・業務施設、研究開発施設等の立地誘導に向け、市街化区域編入や市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討する。	B 産業立地推進事業について、企業誘致を進めるために工業系土地利用を主体とした土地利用構想及び基本計画(案)を作成した。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
・これら施設の立地にあたっては、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準 以上の緑地確保等の働きかけに努める。	B 条例及び委任規則に基づく適切な手続の執行を確認した。 B 事業者等に対しての条例等を周知啓発した。
○教育・研究地区 <規制誘導の方針> ・現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力等を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調 整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討する。	D 具体的な検討は行っていない。
・これら施設の立地にあたっては、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準 以上の緑地確保等の働きかけに努める。	B 条例及び委任規則に基づく適切な手続の執行を確認した。 B 事業者等に対しての条例等を周知啓発した。
○土地利用検討地区 現在の市街化調整区域において、拠点形成を目指す2地区(市役所周辺のにぎわいふれあい 拠点、北新地区の北のエントランス拠点)においては、各々の拠点を目指す将来像及び今後の 地権者の土地利活用意向や周辺での施設立地動向等を踏まえながら、具体的な土地利用及びそ の規制誘導に向けた方策を検討する。	B 日進北部土地区画整理事業の都市計画決定をした(H30年度)。 B 日進北部地区の市街化区域への編入を行った(H30年度)。 B 日進北部地区の仮同意率が85%以上に達した。(地権者ベース85.5%、面積ベース87.5%) B 事業区域の決定及び事業計画書(案)を作成し、組合設立に向けた事前協議の準備が整った。 B くるりんばすの新コース「循環線」の設定や待合所の整備、図書館におけるサービス向上等一定の成果は挙げられたと評価できる。 D その一方、市役所周辺地域整備計画の中でも「にぎわい交流軸」等のハード事業については、事業化されていない。
(都)国道 153 号バイパス線以西に広がる農地活用ゾーンは、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから、農地を保全していく。ただし、将来、河川改修等が完了し防災機能を確保した段階で、優良農地の保全を含め、計画的な土地利用を検討していく。	C 新規参入企業にも積極的に利用権設定により農地を貸し付けている。 C 河川の延長が長いため膨大な予算が必要であり、日進市内の河川改修まで時間がかかっている。 C 総合治水計画の策定・実施には至っていない。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
2. 都市交通施設に関する方針	
○自動車専用道路(高速道路等) 本市と本市外とを結ぶ広域的な交通軸として位置づけた(都)名古屋瀬戸道路については、I.C を含め日進 JCT 以南が現在事業中となっていることから、その整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行う。	B (都)名古屋瀬戸道路の東名高速道路から瀬戸大府東海線の区間の工事に着手した。(H 2 6年度からH 3 0年度まで) B 東名高速道路東郷パーキングエリアにおけるスマートインターチェンジの整備検討、予備検討を実施し、各関係機関との検討・調整を進めることができた。(H 2 8年度からH 3 0年度まで)
○主要幹線道路 主要幹線道路として位置づけた2路線((都)国道 153 号バイパス線、(都)瀬戸大府線)は暫 定供用及び整備済みであることから、今後は適切な維持・管理が行われるように努める。	B (主)瀬戸大府東海線沿線における道の駅の整備に向け、基本構想、基本計画を策定し、各種 設計、測量等を進めることができた。(H28年度からH30年度まで)
○幹線道路幹線道路として位置づけた路線のうち、(都)日進中央線(東延伸路線含む)については、その整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行う。	B (都)名古屋瀬戸道路の東名高速道路から瀬戸大府東海線の区間の工事に着手した。(H26年度からH30年度まで)
(県)岩作諸輪線についても、交通需要や混雑状況を踏まえ、南北軸としての整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行うとともに、現在事業中及び未整備となっている幹線道路については、その整備を推進する。	B (都)名古屋豊田線 ・用地交渉(H28年度からH30年度まで) ・愛知県建設部長要望(H25年度からH30年度まで) ・東名高速道路から東の一部区間の工事と黒笹三本木線と接続する交差点改良の用地を取得することができた。 A (都)小田赤池線 ・道路整備(H26年度からH29年度まで) ・日進赤池箕ノ手土地区画整理事業において全線完了した。 B (都)赤池駅前線 ・道路整備(H26年度からH30年度まで) ・進捗率が82.4%に達した。 B 市道黒笹三本木線 ・道路整備(H23年度からH30年度まで) ・進捗率が94.3%に達した。
○補助幹線道路等 幹線道路を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適正に配置し、その整 備を推進する。	B 東名側道南線 ・道路整備(H 2 3 年度からH 2 7 年度まで) ・北新町平池交差点から岩崎北交差点までの道路整備は完了した。 B 市道赤池・浅田 2 号線 ・設計、測量(H 2 7 年度からH 3 0 年度まで) ・公安協議及び国道協議が完了した。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
 ○生活道路 <具体的な整備方針> ・狭あい道路の整備にあたっては、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合せた狭あい道路の解消・改善を推進する。 ・通過交通が多く、交通安全上危険な生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。 	B 土地所有者の協力を得て、南鶯3号線道路拡幅整備事業(H28年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30年度)を行った。 B 拡幅事業を行ったことにより3m幅員の道路がおおよそ4mの幅員を確保でき、道路環境の向上をすることができた。 B カーブミラー及びガードレールなどについて、適正な維持管理及び新設を行った。
	B カラースのカートレールなどについて、過止な過程をは及び制設を行うた。 B カラー舗装の整備(H 2 3 年度から H 3 0 年度まで) B 交通事故の削減及び安全性の向上につながった。 B カラー舗装により、危険箇所を周知することができた。
・歩行者の利用が多い通学路などの生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。 ○計画路線 <具体的な整備方針>	B (都) 赤池駅前線 ・道路整備(H 2 6年度からH 3 0年度まで) ・バリアフリー化した歩道が整備された。 B 藤島1号線 ・歩道整備(H 2 4年度からH 3 0年度まで) ・児童生徒のための通学路が整備された。 B 交通規制については、警察に要望し、周辺住民の同意を得られた場所について新規に規制をかけている。 B あんしん歩行エリア整備事業(H 2 3年度からH 3 0年度まで) ・市内全小学校区において、あんしん歩行エリア整備事業が完了した。
・(仮称) 野方三ツ池公園線及び(仮称) 赤池箕ノ手中央線については、地権者や地域住民の理解を得ながら、関係機関と協議し、早期の整備を目指す。	B (都) 野方三ツ池公園線 ・都市計画決定(H25年度) ・用地買収(H28年度、H29年度) ・測量、調査、設計(H25年度からH30年度まで) ・第1工区において用地測量を完了させることができた。 A (都) 赤池箕ノ手中央線 ・都市計画決定(H23年度) ・道路整備(H25年度からH29年度まで) ・日進赤池箕ノ手土地区画整理事業において全線完了した。
○検討路線<具体的な整備方針>・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、その整備を検討する。	B 赤池南北線アクセス道路 ・用地買収(H23年度) ・工事に必要な用地を確保することができた。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
○鉄道・バス<具体的な整備方針>・総合交通体系計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ道路管理者等関係機関、鉄道・バス等事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図る。	B 日進市地域公共交通網形成計画を策定し、くるりんばすと民間路線バスの役割分担について明文化し、計画に基づき、くるりんばすの全線再編を実施した。その結果、民間公共交通との重複路線を解消するとともに中央線を名鉄バス株式会社に移管しサービス水準の向上を図ることができた。
・「くるりんばす」については、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、 利用者増に資するバス停付近におけるバリアフリー化やソフト施策等の充実を図る。	B 双方向運行は、全路線で廃止とした。(H29年度) B 学生定期券、一般定期券の販売を開始したほか、期間の長い6ヶ月定期券や回数券を設定し、市民の利用促進を図った。 B 利用者アンケートを毎年実施した。(H23以前より継続) B 利用促進のため、日進市出身有名声優によるくるりんばす車内案内放送を開始した。(H31年3月) B 推進会議において、各市町巡回バスの時刻表などのオープンデータ化を実施した。(H30年度)
〇公共交通結節点 	
<具体的な整備方針> ・赤池駅及び日進駅においては、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間の相互調整など鉄道とバスの連絡強化に向けた鉄道事業者等への働きかけや関係機関との協議・調整を進める。 	B 尾三地区広域公共交通推進会議を設置(H29年度)し、広域交通網について協議した。 B 市民ワークショップでの意見や公共交通会議での議決に基づき、双方向運行を廃止し、分かり やすい路線とした。 B 計画に基づき、民間公共交通との重複路線の解消を行うことが出来た。
・赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞し、計画的な整備を進 める。	B 赤池駅周辺交通渋滞対策会議を開催した。 B 赤池駅周辺交通対策基本計画を策定した。(H24年度) B 赤池駅前広場実施設計を行った。(H25年度) B 赤池駅前周辺の駐輪場を整備し有料化することで、放置自転車が激減した。
・米野木駅については、現在施行中である土地区画整理事業の進捗に合せながら、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した駅前広場やアクセス等の整備を進めるとともに、駅利用者の利便性向上に資する P & R (パーク・アンド・ライド)の啓発や駐輪場の利用促進を図る。	B 区画整理地内の(都)日進三好線・(都)米野木環状線における視覚障害者誘導用ブロック、道路 照明等を整備した。 B 「米野木駅周辺バリアフリー基本構想」に掲げる事業の大半が完了することができた。 B 米野木駅周辺については、岩作諸輪線の歩道に放置自転車が多数ある。
(3)歩行者・自転車ネットワーク	
<具体的な整備方針> ・天白川及び岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進する。	B 岩崎川堤防道路の基本計画案を作成した。 A 天白川堤防道路の整備工事が完了した。
・白山黒石線等の幹線道路の歩道空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行で きるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を推進する。	B 白山黒石線、赤池駅前線で、自転車の走行環境の整備を行い、歩行者の安全性の向上を図ることができた。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
・集落地等における生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制する ような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を推進する。	B 藤島1号線 ・歩道整備(H24年度からH30年度まで) ・児童生徒のための通学路が整備された。 B 交通規制については、警察に要望し、周辺住民の同意を得られた場所について新規に規制をかけている。 B あんしん歩行エリア整備事業(H23年度からH30年度まで) ・市内全小学校区において、あんしん歩行エリア整備事業が完了した。
・歩行者・自転車ネットワーク沿いにおけるポケットパーク整備や空き地等を活用したたまり空間の確保を検討する。	B 岩崎川堤防道路の基本計画案を作成した。 A 天白川堤防道路の整備工事が完了した。 B 白山黒石線、赤池駅前線で、自転車の走行環境の整備を行い、歩行者の安全性の向上を図ることができた。

	現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
3.	公園・緑地等に関する方針	
	(1)公園・緑地等 <具体的な整備方針> ・現在未整備となっている地区について都市計画公園等の整備を推進するとともに、緑の基本計画の検討・策定を通じ、公園・緑地の目標整備量及び配置等の方針を策定し、これに基づく整備を推進する。 ・緑の基本計画の検討・策定を通じ、公園・緑地の目標整備量及び配置等の方針を策定し、これに基づく整備を推進する。	B 土地区画整理事業に併せて、計画的に公園・緑地を配置しました。 B 緑を身近に感じることができる、自然とふれあえる場として北高上緑地を整備しました。
	・市内に多く残る緑地を活用した市民緑地の配置を積極的に進める。	B 地域の緑に対する市民の意識が高まるよう、補助金交付要綱の制定、緑化木の配布を実施しました。
	・これらの配置にあたっては、市民の意見や意向の把握と反映に努めるとともに、整備後の活用や維持管理においても積極的な住民参加を促す。	B 魅力ある・特色ある公園整備の公園選定に当たり、保育園への意見聴取、協力依頼を行った B H 1 7年度に土地の寄附を受けた北高上緑地について、市民参加による意見等を経て、詳細設計、整備を行った。 B 児童遊園を始め、管理者の想定と、利用実態や周辺市民のニーズと整合が取れていない公園がある。
	・整備後の活用や維持管理においても積極的な住民参加を促す。	B 敷地内の樹木の生育により、近隣への支障となる案件が発生している。B 地域の人々の交流を深め、協働による適切な維持管理が行えるよう、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援しました。B 団体の高齢化等により活動継続が難しくなってきている。
	(2) 緑化 <具体的な整備方針> ・計画的な整備が完了している地区においては、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、アダプトプログラム制度*等の導入により地域住民や企業による美化活動を促進する。また、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。	B H 2 8 年度に「日進市道路等愛護団体報償金交付要綱」を策定し、道路、河川等の清掃を実施している団体へ報償金の交付を行っている。 B 地域の人々の交流を深め、協働による適切な維持管理が行えるよう、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援しました。
	・敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。	B 市役所玄関や図書館にハンギングバスケットを設置した。 B 赤池箕ノ手地区緑化計画を策定した(H25年度)。 B 事業採択された区域について、計画的に整備を行った。 B 平池、竹の山南部、米野木駅前特定、赤池箕ノ手、香久山西部の各土地区画整理事業において、法基準に基づく面積の緑地を計画し整備している。 B 日進市都市緑化推進事業補助金を創設した(H27年度)。 B 地域の緑に対する市民の意識が高まるよう、補助金交付要綱の制定、緑化木の配布を実施しました。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
(3)緑の保全 <具体的な整備方針> ・積極的な緑地の保全を図る必要がある地域については、都市緑地法の活用を検討する。	B 環境保全型公園計画の一環として、岩藤新池周辺における自然環境の保全、親水・管理施設の整備を行った。 B 市民との協働により北高上緑地等を整備し、市民団体の協力を得て里山体験講座の場等として活用した。
・森林活用ゾーン内において行う開発行為等について、緑地保全及び緑豊かな施設整備を誘導 する。	B 条例及び委任規則に基づく適切な手続の執行を確認した。 B 事業者等に対しての条例等を周知啓発した。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
4. 下水道及び河川等に関する方針	
(1) 下水道 <具体的な整備方針> 「梅森処理区」 ・計画的な管渠整備	B 土地区画整理事業区域を除く市街化区域について概ね整備が完了した。
「南部処理区」 ・処理場の処理能力の拡充 ・土地区画整理事業区域や既成集落等を含めた計画的な管渠整備	B 南部浄化センターの処理能力を拡充した。 B 市街化区域について概ね整備が完了した。 B 市街化調整区域の整備に着手した。 B 下水道管の改築・更新に着手した。
「北部処理区」 ・処理場及び管渠の計画的な維持管理	B 北部浄化センターの耐震対策が完了しました。また、長寿命化対策を一部完了した。 B 維持管理の包括的民営委託により、効率化が図れた。
(2) 河川等 <具体的な整備方針> ・新規の大規模開発における防災調整池については、治水環境に配慮し、流出抑制対策(600 A 相当)を実施する。	B 開発手続き条例により雨水対策抑制を実施・指導している。
・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けるなど、引き続き確実な総合治水対策を推進する。	B 開発手続き条例により雨水対策抑制を実施・指導している。 B 総合治水計画が策定されていないため、貯留施設の新設計画がない。
・長期的なまちの発展に対応しうる総合的な治水対策を策定し、雨水流出抑制対策や排水路など の計画的な整備を推進する。	B 市内水路等の調査を実施した。(H19年度·H20年度) B 雨水流出抑制対策については、調整池の維持管理、宅地開発による流出抑制の指導を実施し、ゲリラ豪雨などによる水害被害対策に努めた。 B 総合治水計画が作成されていないため、新たな調整池設置などの施設整備の計画がされていない。
・水と緑の軸として位置づける天白川及び岩崎川などについては河川の有効利用を図るため、堤 防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進する。(2. 都市交通施設に関す る方針「(3) 歩行者・自転車ネットワーク」の再掲)	B 岩崎川堤防道路の基本計画案を作成した。 A 天白川堤防道路の整備工事が完了した。
・公共下水道の整備を促進し、河川の水質汚濁を抑制する。	B 汚水適正処理構想を見直し、効率的な整備計画を立案した。 B 下水道整備を順次進め、市街化区域について概ね整備が完了した。

	現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
5.	市街地整備の方針	
	○既成市街地の整備<具体的な整備方針>・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合せた狭あい道路の解消・改善を推進する。(2. 都市交通施設に関する方針「(1) 幹線道路等」の再掲)	B 土地所有者の協力を得て南鶯 3 号線道路拡幅整備事業(H28 年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30 年度) B 拡幅事業を行ったことにより 3 m幅員の道路がおおよそ 4 mの幅員を確保でき、道路環境の向上をすることができた。
	・歴史と趣きあるまちなみを形成している地区においては、地域住民との協働による計画づくりを進めるため、地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり計画等の策定を支援するとともに、新たな事業制度の確立を検討する。	B 地域の総意により芦廻間地区計画及び条例で定まったことで、法的拘束力を以って土地利用の維持保全が図られることになった。 B 建築協定が再認可され、住民が主体的に街づくりの基準を守りあう仕組みが維持された。
	 ○計画的市街地の整備 <具体的な整備方針> ・計画的な整備が完了している地区においては、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、アダプトプログラム制度[※]等の導入により地域住民や企業による美化活動を促進する。また、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。(3.公園・緑地に関する方針「(2)緑化」の再掲) 	B H 2 8 年度に「日進市道路等愛護団体報償金交付要綱」を策定し、道路、河川等の清掃を実施している団体へ報償金の交付を行っている。 B 地域の人々の交流を深め、協働による適切な維持管理が行えるよう、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援しました。 B 市役所玄関や図書館にハンギングバスケットを設置した。
	・現在施行中の土地区画整理事業については、保留地販売の促進支援など早期の事業完了が図 られるような支援策を検討する。	A 平池土地区画整理事業が換地処分に至った(H24年度)。A 竹の山南部特定土地区画整理事業が換地処分に至った(H25年度)。A 米野木駅前特定土地区画整理事業が換地処分に至った(H29年度)。
	○低・未利用地の整備 現在の市街化区域内において一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、梅森中部地区、梅森東部地区等においては、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利活用意向の把握や地権者、地域住民等との協働による具体的な計画づくりを進め、土地区画整理事業等の面的整備を促進する。	A 香久山西部土地区画整理組合設立を支援した(H 2 9 年度)。 B 暫定用途地域のうち 2 地区において、解除に向けての合意が整った。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
6. 都市防災に関する方針	
<具体的な整備方針> ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、適切な 維持・管理を図る。	B 老朽化した橋梁、横断歩道橋、道路舗装等について、修繕工事を行った。
・市街地の火災の防除を図るために指定する「防火地域」、「準防火地域」については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定める。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされると思われることから、原則として準防火地域を定めることとする。	B 赤池箕ノ手地区において準防火地域の決定を行った。(H24年度)
・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に 合せた狭あい道路の解消・改善を推進する(2.都市交通施設に関する方針「(1)幹線道路 等」の再掲)。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討するなど により、防災性の向上を検討する。	B 土地所有者の協力を得て南鶯 3 号線道路拡幅整備事業(H28 年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30 年度) B 拡幅事業を行ったことにより 3 m幅員の道路がおおよそ 4 mの幅員を確保でき、道路環境の向上をすることができた。
・木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討するなどにより、防災性の向 上を検討する。	B 日進市耐震改修促進計画をH26年度に改訂した。 B 耐震にかかわる補助制度を拡大した。 ・耐震シェルター設置(H27年度) ・除却(H29年度) ・段階別耐震改修(H30年度) B 旧基準公民館施設の改修等をH26年度に終了した。
7. 都市景観形成に関する方針	
(1) まちなみ景観 < 具体的な景観形成方針> ・良好な景観の維持や形成に向け、景観法の活用や風致地区等をはじめとする都市計画制度の活用を検討する。 ・既成市街地において、沿道建築物の建替え等に合せた狭あい道路の解消・改善を推進しつつ、ブロック塀の除却・生け垣等の設置などの促進により、沿道の緑化を促進する。	B 愛知県との共催による「美しい愛知づくり講演会」を開催した(H30年度)。 C 景観計画の策定及び景観条例の制定については、具体的な成果は挙がっていない。 B 土地所有者の協力を得て、南鶯3号線道路拡幅整備事業(H28年度)を行った。 B 狭あい道路対策事業補助金制度の創設(H30年度)を行った。 B 耐震にかかわる補助制度を拡大した。
・郊外部の一団地開発地等において、敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールや緑化促進等を目的とした地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり計画等の策定を支援する。	B 日進市都市緑化推進事業補助金を創設した(H27年度)。 B 芦廻間地区において、地区街づくり計画よりも法的拘束力の強い地区計画を決定し、住みよい街づくりを実現した。 B 南山エピック地区において継続的に出前講座を行い、今後の施策の方向性の検討支援を行った。 B 平池、竹の山南部、米野木駅前特定、赤池箕ノ手、香久山西部の各土地区画整理事業において、法基準に基づく面積の緑地を計画し整備している。

現行計画の概要(都市づくりの方針)	方針に対する評価
・計画的な整備が完了している地区において、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとと もに、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討 する。	B H 2 8 年度に「日進市道路等愛護団体報償金交付要綱」を策定し、道路、河川等の清掃を実施している団体へ報償金の交付を行っている。 B 地域の人々の交流を深め、協働による適切な維持管理が行えるよう、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援しました。 B 市役所玄関や図書館にハンギングバスケットを設置した。 B 赤池箕ノ手地区緑化計画を策定した(H 2 5 年度)。 B 事業採択された区域について、計画的に整備を行った。 B 平池、竹の山南部、米野木駅前特定、赤池箕ノ手、香久山西部の各土地区画整理事業において、法基準に基づく面積の緑地を計画し整備している。 B 日進市都市緑化推進事業補助金を創設した(H 2 7 年度)。 B 地域の緑に対する市民の意識が高まるよう、補助金交付要綱の制定、緑化木の配布を実施しました。
・鉄道駅周辺において、駅前広場の修景整備を進めるとともに統一感のある美しいまちなみ形成に向け地区計画等の策定を検討する。	B 駅前広場の安全で景観等の向上のため、駅前維持管理業務を行っている。 B 「米野木駅周辺バリアフリー基本構想」に掲げる事業の大半が完了することができた。 B 赤池駅前周辺の駐輪場を整備し有料化することで、放置自転車が激減した。 B 米野木駅周辺については、岩作諸輪線の歩道に放置自転車が多数ある。 B 日進駅前駐輪場は、ほぼ満車状態である。
(2) 自然景観 <具体的な景観形成方針> ・本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いの緑化等を進めることで、より心地よい空間へと質的向上を図る。	B 岩崎川堤防道路の基本計画案を作成した。 A 天白川堤防道路の整備工事が完了した。
・一団の優良農地において、原則、現在の農用地区域の指定を継続するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりとまとまりのある田園景観を保全する。	B 農業振興地域整備計画基礎資料の作成をした。(H28年度) B 農業振興地域整備計画の全体見直しの実施をした。(H29年度) B 保全すべき優良な農地を明確にするため、農用地区域から 6.4ha を除外し、366ha を設定した。
・北東部に広がる森林等において、保安林指定等の現在の法指定状況の継続や都市計画法上の 位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の 背景として広がる豊かな緑の景観を保全する。	B 環境保全型公園計画の一環として、岩藤新池周辺における自然環境の保全、親水・管理施設の整備事業を実施した。